

## 生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（微生物農薬）

微生物農薬については、「生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定に係る微生物農薬の当面の取扱いについて」（平成25年5月29日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第34回）了承。令和〇年〇月〇日中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（第〇回）改訂。以下「当面の取扱いについて」という。）に基づき、微生物農薬テストガイドライン<sup>1</sup>に基づき提出された試験成績及び農林水産省農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（以下「生物農薬部会」という）での議論を踏まえ、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬とすることについての検討を行うこととされたところである。

次頁<sup>2</sup>の微生物農薬については、生物農薬部会で、施設栽培（閉鎖系）の野菜等のハダニに限定して使用するとされ、有効成分等が河川等の水系に流出するおそれがなく、水域の生活環境動植物へのばく露及び水質汚濁に係る水の利用によるヒトへのばく露のおそれはないと考えられる。鳥類及び野生ハナバチ類についても使用方法から、ばく露するおそれはないと考えられる。また微生物農薬テストガイドラインに基づく「1. 淡水魚影響試験」及び「2. 淡水無脊椎動物影響試験」については試験成績の提出除外、「3. 鳥類影響試験」、「4. 植物影響試験」及びヒトへの安全性試験については毒性等が認められず、第二段階以降の試験を求める必要はないと考えられる。

以上のことから、「当面の取扱いについて」のⅢ(1)又は(2)に該当するため、生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

<sup>1</sup> 「微生物農薬の登録申請に係る安全性評価に関する試験成績の取扱いについて（平成9年8月29日付け9農産第5090号農林水産省農産園芸局長通知）」における「微生物農薬の安全性評価に関する基準」をいう。

<sup>2</sup> 次頁の微生物農薬に関する資料の一部については、生物農薬部会資料等を基に作成

微生物農薬に関する資料

農薬名	ボーベリア バシアーナ
学名（菌株名）	<i>Beauveria bassiana</i> (ATCC 74040)
用途（初回登録）	殺虫剤（新規登録）
対象作物／使用方法	野菜／施設内散布
生物農薬としての特性	本剤は昆虫病原糸状菌である。本糸状菌の分生子は、昆虫クチクラ脂質間との疎水的相互作用により昆虫体表面に付着し、発芽を開始する。菌糸がクチクラ層を貫通し、標的昆虫体内へと侵入すると、侵入した菌糸は虫体内で増殖し、この過程で水分や栄養分が奪われることにより、標的昆虫を死に至らしめる。
環境生物に対する影響試験の概要	淡水魚影響試験 （本剤は施設栽培の野菜等のハダニ防除に限定して使用するため水系を汚染して淡水魚に影響を与えることがないと考えられるため試験成績の提出除外が申し出られている。）
	淡水無脊椎動物影響試験 （本剤は施設栽培の野菜等のハダニ防除に限定して使用するため水系を汚染して淡水無脊椎動物に影響を与えることがないと考えられるため試験成績の提出除外が申し出られている。）
	植物影響試験 原体を用い、2科4種の単子葉植物及び5科6種の双子葉植物を供試植物として試験が実施された。その結果、処理区と無処理区間で差が認められなかったこと、また病原性が示されなかったことから、植物に対して影響を及ぼす可能性は低いと判断された。
	鳥類影響試験 微生物農薬テストガイドラインに基づいたコリンウズラを用いた5日間強制経口投与試験が実施された。その結果、投与群で1羽の死亡があったものの被験物質の影響とは認められず、また毒性徴候や病原性も見られなかった。
	蜜蜂影響試験 原体を用いて4試験実施され、ミツバチに対する感染性等が認められた。試験結果から、接触暴露及び経口暴露を避け得る被害防止方法として閉鎖系施設 <sup>*</sup> での使用に限定することで、ミツバチの群の維持に支障を及ぼすおそれはないと考えられた。

ヒトに対する安全性試験の概要	<p>単回経口投与試験</p> <p>原体を用いた単回経口試験が実施されており、感染性、病原性、毒性及び生残性は認められなかった。</p> <p>また、その他試験（単回経皮投与試験、単回経気道投与試験、単回静脈内投与試験等）の結果も含め、毒性、感染性、病原性、生残性は認められていない。</p>
	<p>以上より、第2段階以降の試験を求めずに登録申請がなされている。</p>

（出典）生物農薬部会（令和4年10月7日開催）資料等を基に作成。

※（参考）「令和3年12月1日 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第2回）決定事項」及び  
「令和3年12月24日 農業資材審議会農薬分科会（第29回）了承事項」

ミツバチへのリスク管理の観点から、ミツバチへの影響評価における評価が不要なリスク管理措置「施設栽培」の定義を以下とする。

<閉鎖系施設栽培>

定義：側面及び上面がミツバチが通り抜けられない資材で被覆されており、密閉可能な施設（被覆資材はネット等でも可）であって、原則栽培終了まで作物が施設内に留まるもの。